

みえ県民力ビジョン
第三次行動計画（仮称）

〔最終案〕

（地域連携部主担当分抜粋版）

令和元(2019)年11月

三 重 県

目 次

(施策)

施策 2 4 1 競技スポーツの推進	1
施策 2 4 2 地域スポーツと障がい者スポーツの推進	3
施策 2 5 1 南部地域の活性化	5
施策 2 5 2 東紀州地域の活性化	7
施策 2 5 4 移住の促進	9
施策 2 5 5 市町との連携による地域活性化	11
施策 3 5 2 安心を支え未来につなげる公共交通の充実	13
施策 3 5 4 水資源の確保と土地の計画的な利用	15

=参考資料=

施策の数値目標一覧【地域連携部主担当分】	17
----------------------------	----

※各施策について、中間案からの主な変更箇所に下線を引いています。

施策241 競技スポーツの推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

令和3（2021）年の三重とこわか国体で天皇杯・皇后杯を獲得するとともに、その後も安定的な競技力を維持しスポーツの魅力を発信し続けることで、本県選手の活躍をとおして、県民の皆さんが夢、感動、勇気を得るとともに、郷土を愛する意識や一体感が醸成されています。

スポーツ施設の整備により競技環境が向上することで、競技スポーツを通じた人づくりが進んでいます。また、一般利用者も快適に施設を利用できるようになっています。

現状と課題

- 平成25（2013）年に三重県競技力向上対策本部を立ち上げ、計画的に競技力向上対策を進めてきたところ、令和元（2019）年の第74回国民体育大会（いきいき茨城ゆめ国体）では、天皇杯順位（男女総合成績）は14位、皇后杯順位（女子総合成績）は20位まで順位を上げることができました。
- 令和3（2021）年の三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得に向けて、さらに競技力向上を図るとともに、三重とこわか国体での本県選手の活躍や地域の盛り上がりが、その後の安定的な競技力の維持や、スポーツを通じた人づくりに生かされるよう、取組を進めていく必要があります。
- 平成30（2018）年のインターハイ開催の成果を生かすとともに、スポーツの楽しさや躍动感を共有する「応援村 OUEN-MURA」の取組をはじめ、東京2020オリンピック・パラリンピック開催の気運を三重とこわか国体・三重とこわか大会につなげる必要があります。
- 三重県では46年ぶりの開催となる国内最大のスポーツの祭典である国民体育大会「三重とこわか国体」と三重県では初めての開催となる全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」の成功に向けて、市町や競技団体等と連携しながら、県民力を結集した大会となるよう、オール三重で着実に準備を進めていく必要があります。
- 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて必要なスポーツ施設の整備と、大会後においても引き続き必要となる施設の受入れ環境を向上させる必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

本県アスリートが個性や能力を発揮して夢の実現につなげるとともに、本県アスリートの活躍が県民の皆さんに夢や感動を与えることにより、一体感と活力のある地域社会をつくっていくことが重要です。

三重とこわか国体・三重とこわか大会での本県選手の活躍を通じて高まった県民の皆さんのスポーツへの関心を生かし、競技団体などさまざまな主体が一体となって本県の競技スポーツを支え、安定的な競技力の維持向上に取り組みます。

政策 II - 4 三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功とレガシーを生かしたスポーツの推進
主担当部局：地域連携部 国体・全国障害者スポーツ大会局

取組方向

■ 基本事業 1 競技力の向上

三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得に向けて、選手やチームの強化活動や、選手の県内定着への支援を行うことで、成年選手の育成・強化を進めるとともに、指導者の資質向上、指導体制の充実を図り、少年選手の育成・強化を進めます。

また、三重とこわか国体の後も安定的な競技力が維持されるよう、引き続き、成年・少年選手の育成・強化などに取り組むとともに、未来の三重の競技スポーツを支えるジュニア選手等の発掘・育成や、選手が競技生活を終えた後も指導者として活躍でき、次代を担う選手が生まれ出されるよう支援を進めます。

■ 基本事業 2 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて、創意工夫を凝らしつつ、簡素・効率化が図られた大会となるよう、会場地市町や競技団体等と緊密に連携し、開催準備を進めるとともに、両大会を県民力を結集した大会とするため、とこわか運動（県民運動）の展開や運営ボランティア、情報支援ボランティア等の養成を行うなど、大会の成功に向けて県民の皆さんと共にオール三重で開催準備に取り組みます。

■ 基本事業 3 スポーツ施設の充実

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて、スポーツ施設における競技環境の整備と、施設職員のおもてなしやサービスの改善・強化など施設への受入れ環境の向上に取り組みます。

また、両大会後においても、施設の機能を最大限に生かし、新たな大会の誘致などに取り組むとともに、施設を快適に利用できるよう適切な維持管理に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
国民体育大会の男女総合成績	14位	10位台	国民体育大会における正式競技の参加点（ブロック大会を含む）と冬季大会および本大会の競技得点の合計による都道府県ごとの男女総合順位 ※三重とこわか国体が開催される令和3年度は、1位（天皇杯）を目標とします。

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
全国大会の入賞数	162	150	国民体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会において、ベスト8以上に入った団体・個人の数
とこわか運動（県民運動）の取組数（累計）	130 取組 (30年度)	1,000 取組	三重とこわか国体・三重とこわか大会の自発的な県民運動の取組であるとこわか運動の取組数 ※両大会が令和3（2021）年に開催されることから、令和3（2021）年度までの取組とします。
県営スポーツ施設年間利用者数	1,181,289 人 (30年度)	1,065,200 人	県営スポーツ施設（三重交通G スポーツの杜 鈴鹿、三重交通G スポーツの杜 伊勢、県営松阪野球場、県営ライフル射撃場）の年間利用者数

施策242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

スポーツを「する」「みる」「支える」といったさまざまな形で参画している人が増え、日常にスポーツがあることによって、スポーツを通じた地域の活性化が図られ、地域が持続的に発展しています。

また、大規模大会で培われたレガシーが次世代に継承されることによって、交流と活気にあふれる人づくり、まちづくりが進んでいます。

現状と課題

- 「第2次三重県スポーツ推進計画」に基づき、スポーツを「する」「みる」「支える」ための機会の提供や機運醸成に取り組むことにより、県民の皆さんのが日常的にスポーツに触れ親しむための環境づくりを進め、スポーツを通じた地域の活性化につなげていく必要があります。
- 大規模大会の開催を一過性のものとせず、「する」人だけでなく「みる」「支える」人も含めたスポーツへの関心を持続させるとともに、大会のレガシーをスポーツによるまちづくりにつなげていく必要があります。
- 日本で初めての開催となる「ボッチャ国際大会」（平成30（2018）年3月）や日本パラ水泳選手権大会（平成30（2018）年12月）の開催誘致など、障がい者スポーツを「する」「みる」「支える」ことへの関心や理解を高める取組を進めました。三重とこわか大会の開催を好機ととらえ、障がいのある人への運動・スポーツの参加機会の提供や障がい者スポーツを支える人材の育成等、障がい者スポーツの裾野の拡大により一層取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

本県では、スポーツは人生を豊かにし、私たちに幸福を実感させるものととらえています。スポーツを通じて、個人が個性や能力を発揮し、夢や希望の実現に挑戦でき、生きがいを実感できる活力ある地域社会づくりが重要です。

スポーツの持つ多面的な価値を県民の皆さんや市町、競技団体等のさまざまな主体が共有しながら、県民の力を結集した元気な三重県をめざし、取組を進めます。

政策 II-4 三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功とレガシーを生かしたスポーツの推進
主担当部局：地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局

取組方向

■ 基本事業1 地域スポーツ活動の推進とスポーツを通じた地域の活性化

県民の皆さんのが運動・スポーツに触れ親しむための機会を創出し、あらゆる世代が運動・スポーツに参画（「する」「みる」「支える」）するための機運醸成に取り組みます。また、平成29（2017）年からの5年間にわたる「みえのスポーツイヤー」をスポーツ推進の好機ととらえ、市町等とさらに連携を強化しながらさまざまな取組を進め、スポーツを通じた地域の活性化を図ります。

■ 基本事業2 大規模スポーツ大会のレガシーを活用したまちづくりの推進

大規模大会の開催を通じて培われた有形・無形のレガシーを活用することにより、大会で活躍した選手が地域スポーツの場で活躍するための環境づくりや、大会に関わった皆さんが地域を担い、大会誘致や交流促進に取り組むための支援など、スポーツによる活気あるまちづくりをあらゆる関係機関と連携しながら進めます。

■ 基本事業3 障がい者スポーツの裾野の拡大

障がい者スポーツを「する」「みる」「支える」ことへの関心や理解をより一層高めるため、三重とこわか大会を好機ととらえ、障がいのある人が運動・スポーツに取り組む機会の充実や、障がい者スポーツを支える人材の育成等、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組み、運動・スポーツを通じた障がいのある人の自立と社会参加を促進します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率	52.8% (30年度)	71.0%	「みえ県民意識調査」で、「週1回以上、運動やスポーツ（散歩、ぶらぶら歩き、ジョギング、キャンプ、野球、テニスなど（日常生活での工夫した運動も含む））を実施している」と回答した県民（成人）の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県内スポーツ大会等への参加者数	194,938人 (30年度)	218,000人	県、市町が主体となって実施するスポーツ大会やスポーツイベントにおける「する」「みる」「支える」人の数
県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数	3,800人 (30年度)	4,050人	県が主催する障がい者スポーツ大会や障がい者スポーツイベントにおける「する」「みる」「支える」人の数

施策251 南部地域の活性化

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

南部地域において働く場の確保が図られ、定住が促進されるとともに、生まれ育った地域に住み続けたいというあらゆる世代の地域住民の思いがかなう地域社会が創られています。

現状と課題

- 南部地域は、第一次産業の衰退に加え、大規模な工場誘致による雇用の場の確保も難しいことなどから、若者世代の人口の流出と高齢化に歯止めがかかる状況が続いています。定住につながるよう、南部地域活性化基金を活用し、より直接的な働く場の確保に向けた取組や住民の生活に寄り添った取組を支援することで、持続可能な地域社会の実現を図ることが求められています。
- 若者の定着には、若者に魅力的な働く場が必要であり、民間企業の進出等による雇用創出を図るために、市町と民間事業者等が連携して、働く場の確保に取り組む必要があります。
- 進学等のタイミングで多くの若者が南部地域を離れていることから、一旦は南部地域を離れたとしても将来的に戻ってくるために、地域の魅力や仕事を知る取組が必要です。
- 生まれ育った地域に住み続けたいという思いがあるものの、日々の生活における不便さや地域の課題から、地域を離れる住民がいます。市町やさまざまな主体が行う生活サービスの維持、確保のための取組を支援し、生まれ育った地域に住み続けたいという思いがかなう地域の実現が必要です。
- 南部地域は過疎・高齢化により地域を支える世代の人口流出が進み、地域の活力の維持が課題となっています。地域づくりに関わる関係人口の取組を進めるとともに、地域おこし協力隊のネットワーク化を図り、隊員の定住・定着を進めていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

人びとが南部地域の魅力や価値に気づき、主体的に活性化に取り組むことで、定住を促進していく必要があります。そのため、南部地域が持つ「らしさ」や「ならでは」の魅力を生かし、磨き上げ、発信するとともに、人と人、人と地域などの「つながり」を創出することで、地域住民、団体などさまざまな主体が相互に作用し、新たな活動が生まれてくるような環境づくりを進めます。

取組方向

■ 基本事業1 住み慣れた地域で暮らし続けるための取組

持続可能な地域社会の実現を図るため、南部地域活性化基金を活用し、若者に魅力的な働く場の確保に取り組むとともに、新たに、地域で暮らし続けるための生活サービスの維持、確保に関する取組を支援します。また、若者に地域の魅力や仕事を知ってもらう取組を進めます。

■ 基本事業2 地域で暮らしたくなる取組

地域の活力の向上を図るため、南部地域の魅力を生かして移住・定住を促進するとともに、関係人口の拡大を図り、地域住民が主体となった取組を支援します。また、地域おこし協力隊等の地域づくりをサポートする人材の育成やネットワーク化に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
南部地域における若者の定住率	55.6% (30年度)	50.0%	南部地域における若者の定着率を測るため、25歳～34歳人口を20年前の5歳～14歳人口で割った値

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
県の取組を通じて、暮らしの改善や仕事の創出に結びついた件数（累計）	—	30件	県の取組を通じて、生活サービスの維持、確保などの地域の暮らしの改善および創業、事業拡大などの仕事の創出に結びついた件数
県および市町の施策を利用した県外から南部地域への移住者数（累計）	504人 (30年度)	1,350人	平成27(2015)年度以降に県および市町の施策を利用した県外から南部地域への移住者数

施策252 東紀州地域の活性化

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

東紀州地域は、多様で豊かな自然や歴史風土の中で、豊かでゆとりある暮らししが実現できる地域です。地域の人びとだけでなく、都市部の人びとにとっても魅力的な地域をめざして、地域のさまざまな主体が連携し、地域の自然や歴史と共に生きる暮らしを大切にしながら、地域経済が活性化され、持続可能な地域社会が維持されています。

現状と課題

- 東紀州地域では、過疎・高齢化の進行や若年層の流出などに伴い、県内でも特に人口減少が懸念されており、持続可能な地域社会の形成に向けた方策が求められています。
- 伝統文化の担い手の高齢化が進み、その継承が危ぶまれつつあります。地域の大切な財産である伝統文化を次世代に継承し、地域の活力向上につなげるため、新たな担い手を発掘し、創出しようとする地域の機運醸成が必要となっています。
- 令和元（2019）年度の熊野古道世界遺産登録15周年の取組により、従来の圏域や世代を超えた一体感が生まれ、交流人口の増加、地域の賑わいにつながってきています。こうした成果を一過性のものとせず、住む人にも訪れる人にも魅力的で個性豊かな地域づくりを進める必要があります。
- 今後、国内旅行市場の縮小が懸念され、外国人旅行者の増加が見込まれる中、東紀州地域が選ばれる観光地となるために、旅行者のニーズを的確にとらえ、国内外からの誘客促進等の取組をさらに進める必要があります。
- 東紀州地域は、地理的条件もあって地域経済が低迷しており、また、観光関連産業を含めた産業分野には小規模な事業者も多いことから、さまざまな主体が連携して、商機拡大に向けた取組を進めるなど、地域経済の活性化を図る必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

東紀州地域が、人々にとって、より魅力的で活力ある個性豊かな地域となるためには、世界から認められた地域の宝である熊野古道をはじめとする東紀州地域ならではの価値や魅力を未来へ守り伝えるとともに、地域経済の活性化につなげていく必要があります。そのため、地域住民、団体、市町などさまざまな主体と連携して、地域資源を生かした観光地域づくりや産業振興などの取組を進めます。

取組方向

■ 基本事業1 持続可能な地域社会に向けた基盤づくり

地域のコーディネーターとしての役割を担う東紀州地域振興公社を軸に、東紀州地域の5市町と連携して、観光振興、産業振興、まちづくりなどの取組を進めます。また、地域の伝統文化の担い手づくりに向けて、東紀州地域の生活の中に息づく価値や魅力を次世代に伝える取組を進めます。

■ 基本事業2 地域資源を生かした観光地域づくり

熊野古道をはじめとする東紀州地域ならではの地域資源を生かすとともに、世界遺産登録15周年のネットワークを活用し、伊勢から熊野を結ぶ環境づくり、国内外への情報発信、外国人旅行者の受入れ環境整備などの取組をさらに進めます。また、集客交流の拠点となる施設を十分に活用し、交流人口の拡大に向けて取り組みます。

■ 基本事業3 地域資源を生かした産業振興

地域產品のブランド力強化や販路拡大などの取組を支援するとともに、観光関連産業が東紀州地域をけん引する産業となることをめざし、観光の産業化に向けた取組を進めます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
東紀州地域における観光消費額の伸び率	100 (30年度)	112以上	観光旅行者が東紀州地域において支出した観光消費額の平成30(2018)年を100とした場合の伸び率

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
熊野古道の来訪者数	331千人 (30年度)	430千人	熊野古道伊勢路を訪れた人数の推計値(延べ数)
東紀州地域の事業者等が商品やサービスの改良、業務拡大に取り組んだ件数	83件 (30年度)	160件	県等によるセミナー、商談会等の商機拡大等に向けた支援をきっかけに、東紀州地域の事業者等が商品やサービスの改良、業務拡大に取り組んだ件数

施策254 移住の促進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

移住を考える人が一人でも多く三重県に移住し、自分に合った新しい暮らしを実現するとともに、地域の人々と交流を深めていくことで、地域に活力が生まれています。

現状と課題

- 平成27（2015）年4月から東京有楽町に設置している「ええとこやんか三重 移住相談センター」や、大阪および名古屋での移住相談デスク等において、市町と連携し、きめ細かな移住相談や三重の暮らしの魅力発信に取り組んでおり、県および市町の施策を利用した三重県への移住者数は、平成27（2015）年度から平成30（2018）年度までの4年間で1,000人を超えてます。
- 東京での移住相談件数は全体の8割を超えてますが、関東からの移住者数は全体の3割にとどまっているため、東京での移住相談が移住の実現につながるよう、より効果的な情報提供や取組が必要です。
- 移住相談者のうち、約半数を20代・30代の若者が占めていることから、地方で活躍したいと考えている若者を対象にした効果的な取組が必要です。
- 市町においては、全ての市町に移住相談窓口が設置され、空き家バンク制度が24市町で運用されるなど、移住者の受入体制の整備が進められてきています。こうした中、県では空き家の利活用等について独自のネットワークを持つ民間団体と協定を結び、空き家を活用した移住の取組事例などの情報提供を市町に行ってます。移住希望者が安心して三重に移住し、自分に合った暮らしを続けていけるよう、市町の受入体制の充実とともに、地域において移住者を受け入れる気運の醸成が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

移住希望者がそれぞれのライフステージやライフシーンにおいて自らの夢や希望に沿った暮らしができるよう、三重の美しい自然や多様な暮らしなど三重の魅力の情報発信に取り組むとともに、市町や地域等と連携し、移住希望者が三重で新しい活躍の場を見つけることを支援していきます。

取組方向

■ 基本事業 1 きめ細かな移住相談と総合的な情報発信の推進

移住希望者から選ばれる三重となるよう、「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、きめ細かな移住相談を行うとともに、具体的な就労情報や住まいに関する情報の提供、多様な暮らし方のできる三重の魅力等、移住希望者のニーズに沿ったさまざまな情報の発信に取り組みます。また、地方で活躍したいと考えている首都圏の若者を中心に、地域の人たちや移住者と継続的に関わりを持ち、移住につながっていく仕組みづくりに取り組みます。

■ 基本事業 2 移住受入体制の充実

移住希望者が安心して三重に移住できるよう、市町や地域と連携し、地域で移住者を受け入れる気運の醸成を図ります。また、県内の求人情報を掲載するマッチングサイトを運用し、東京圏から就職した人を対象に、市町と連携して移住に必要な費用を支援するとともに、市町が実施する空き家バンクが効果的に活用されるよう、民間団体の知見を生かした人材育成や情報発信に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
県および市町の施策を利用した県外からの移住者数(累計)	1,022 人 (30 年度)	3,070 人	県および市町の施策を利用した県外からの移住者数 (平成 27 (2015) 年度以降の累計)

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
移住相談件数	1,414 件 (30 年度)	1,600 件	「ええとこやんか三重 移住相談センター」や移住セミナー等での移住相談件数
移住支援事業による移住就業者数	—	60 人	就業マッチングサイトを通じて、東京圏から企業等に就職した人の三重県への移住にかかる費用を支援する移住支援事業を利用した移住就業者数

施策255 市町との連携による地域活性化

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末の到達目標）

県と市町の連携した取組により、地域の誰もがいきいきと活躍し、暮らし続けることができる地域づくりが進んでいます。

現状と課題

- 人口減少および少子高齢化が進展する中で、コミュニティの維持や生活サービス機能の確保等、さまざまな課題が顕在化しています。持続可能で活力ある地域社会を実現するため、県と市町が連携し、県民の皆さんと共に地域づくりに取り組んでいく必要があります。
- 人口減少の進展に伴い、地方自治体の経営資源が制約されていくことが予測される中、持続可能な形で行政サービスを提供し続け、その水準をいかに維持・向上していくかが課題となっています。市町においては、基礎自治体として自主性、自立性を確保しつつ、新しい時代に求められる Society 5.0 や SDGs の視点を取り入れた効率的かつ効果的な行財政運営が行われる必要があります。また、国から要請のある防災・減災、国土強靭化に向けた取組、公営企業の経営改革、第2期となる地方版総合戦略の推進等が円滑に行われる必要があります。
- 木曽岬干拓地、大仏山地域等については、関係機関との連携のもと、それぞれの地域の状況に応じた利活用を図っていく必要があります。また、宮川の流量回復の取組について、継続して調整・検討を行っていく必要があります。
- 三重県の過疎地域における人口は、昭和45（1970）年から平成27（2015）年までの45年間で約44%減少しています。今後も人口減少と高齢化が加速する過疎・離島・半島地域が持続可能な地域社会を構築することができるよう、市町と連携して地域活性化や定住促進などに取り組むことが必要です。また、現行の過疎対策法が令和2（2020）年度末で期限を迎えることから、引き続き過疎地域を支援していくため、新たな法制定などについて、市町と連携し、国に働きかけていくことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

住民に最も身近な自治体である市町と広域的な自治体である県が、それぞれの役割を分担しながら連携を強化し、県民の皆さんと共に地域の特性や実情に応じた地域づくりを推進します。

取組方向

■ 基本事業 1 市町との連携・協働による地域づくり

地域・市町の実情に応じた持続可能な地域づくりを推進するため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組等により地域課題の解決に取り組みます。

■ 基本事業 2 市町行財政運営の支援

市町が、生産性の向上と正確性の確保を両立させたスマート自治体の実現に向け、A I やR P A^{注)1}などのI C Tの活用などにより行政事務をこれまで以上に効率的かつ適正・的確に処理するとともに、健全で持続可能な財政基盤を確立し安定的な財政運営を行うことができるよう、市町に対する必要な助言や情報提供等による支援を行います。

■ 基本事業 3 木曽岬干拓地等の利活用の推進

地域の活性化につながるよう、関係機関と連携し、木曽岬干拓地、大仏山地域等のそれぞれの利用計画などに基づき利活用を推進します。また、宮川の流量回復については、宮川流域振興調整会議を活用して取り組みます。

■ 基本事業 4 過疎・離島・半島地域の振興

過疎・離島・半島地域の振興を図るため、地域の活性化・定住促進につながる市町の取組を支援します。また、過疎地域の振興にあたっては、市町との連携を深め、新たな過疎対策法に基づいた支援を的確に行っていきます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
県と市町の連携により地域づくりに成果があった取組数（累計）	19 取組 (30 年度)	120 取組	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」において、全県的な課題および地域固有の課題の解決に取り組んだ結果、成果があった取組数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
行財政運営の維持・向上に向けて行う市町と県の研修会等の回数	11 回 (30 年度)	12 回	市町の行財政運営の維持・向上を支援するため、市町を対象として行うI C T利活用や公営企業の経営改善などの研修会等の開催数
木曽岬干拓地の利用率	23.7%	33.8%	木曽岬干拓地の都市的土地区画整理事業（第1、2、3期分譲地）のうち、分譲した面積の割合
過疎・離島・半島地域で県との連携により実施する地域活性化に資する事業数	10 事業 (30 年度)	15 事業	市町が県と連携し、過疎・離島・半島地域の活性化などを目的とした国の制度を活用して実施する事業数

注) 1 RPA : Robotic Process Automation の略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットに代行させ、自動化による生産性の向上、業務効率の改善を図る取組。

施策352 安心を支え未来につなげる公共交通の充実

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

誰もが行きたいところへ移動できる社会の実現をめざし、持続可能で地域最適な移動手段の確保や、新技術を活用した次世代モビリティの導入等に、国、市町、事業者、関係者等と連携して、取り組むことで、高齢者をはじめとする県民の皆さんや来訪者の安心感や利便性が高まっています。

また、国内外とのさらなる交流を促すため、中部国際空港や関西国際空港の機能強化や、リニア中央新幹線の早期整備に向けた取組が進んでいます。

現状と課題

- バスについて、人口減少や運転士不足などにより減便や縮小が進む中、複数市町等をまたぐ幹線バス等を国と協調して支援するとともに、利用者の少ない路線の利用促進等による収支改善を図る必要があります。また、市町の地域公共交通会議等に参加するなどにより、路線バスやコミュニティバス等公共交通の維持・活性化に向けた検討を進める必要があります。
- 鉄道について、人口減少などにより厳しい経営環境が続いていることなどから、路線の維持・活性化を図るため、地域鉄道事業者が実施する安全対策等を国等と協調して支援するとともに、沿線市町や関係府県等と連携し在来線や地域鉄道の利用促進に取り組む必要があります。
- 車を持たない高齢者などの円滑な移動を支援するため、市町等と連携を図りながら、制度の垣根を越えた取組を検討する必要があります。また、高齢者の多様なニーズや地域の実情に応じた自動運転技術やMaaS (Mobility as a Service)^{注)1}等の次世代モビリティの導入、新たな移動手段の確保に関係機関と連携して取り組む必要があります。
- モビリティ・マネジメントの推進を図るため、高齢者を対象としたセミナーやバスの乗り方教室を実施するなど、公共交通への理解と活用を促す取組を市町や企業等と連携して進めていく必要があります。
- 「三重県自転車活用推進計画」に基づく施策等を、着実に進める必要があります。
- 中部国際空港の機能強化に向けて、引き続き、「中部国際空港利用促進協議会」等関係者との連携を図りながら、空港の利用促進に取り組む必要があります。
- リニア中央新幹線の一日も早い全線開業の実現や、名古屋・大阪間のルート・駅位置の早期確定に向けた取組を進める必要があります。そのため、リニア中央新幹線の名古屋・大阪間の環境アセスメントの円滑な着手や、その後の速やかな工事着手に向けた事前準備を進めるとともに、県内の気運醸成を図る必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

バス、鉄道などの公共交通の維持・活性化に向けた取組に加え、高齢者をはじめとする車を持たない県民の皆さんのが円滑に移動できる環境づくりに向けて、市町をはじめとする関係機関と連携し、地域の実情に応じた持続可能な移動手段を確保する取組や、自動運転技術やMaaSなど新しい仕組みを導入する取組を進めます。また、国内外との交流を生む広域交通網の充実を図るため、関係自治体、事業者、経済団体等と連携しながら、中部国際空港等の機能強化やリニア中央新幹線の開業などに向けた準備を着実に進めます。

注) 1 MaaS : 出発地から目的地まで、利用者にとっての最適経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、一括して提供するサービス。

取組方向

■ 基本事業1 持続可能な移動手段の確保と次世代モビリティの導入支援

バス、鉄道の維持・活性化に向け、国と協調し市町や事業者への支援を行うとともに、地域の実情に応じた具体的な取組が進むよう、市町の地域公共交通会議などで検討を進めます。

車を持たない高齢者などの円滑な移動を支援するため、地域の実情に応じた、福祉をはじめとする関係分野と連携した取組や次世代モビリティ等を活用した取組などを市町、事業者等と進めるとともに、MaaS等の新技術を活用した新たな移動手段の導入について検討を行う地域や市町の取組に参画し、支援します。また、これらの取組を核しながら、円滑な移動手段の確保に取り組む地域の拡大を図ります。

さらに、自動運転の導入検討や、交通データのオープン化等に取り組む交通事業者等に対して積極的に支援します。

■ 基本事業2 モビリティ・マネジメント力の向上

運転免許返納後、円滑に公共交通を活用した移動が可能となるよう、返納前から公共交通の乗り方等の啓発活動や、返納時に移動情報の提供などを行います。

「三重県自転車活用推進計画」に基づく施策等が着実に進められるよう、関係機関等と連携します。

■ 基本事業3 国内外との交流を生む広域交通網の充実

中部国際空港について、「中部国際空港利用促進協議会」の事業を活用し、企業や若年層の利用促進に取り組むほか、LCCなどのエアライン、鉄道やバス、高速船と連携して、広域周遊を促進するための取組や利便性の向上を継続して行います。

リニア中央新幹線について、「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」および「リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議」の2つの枠組みを通じ、一日も早い全線開業の実現に向けた取組を進めます。また、JR東海との連携を密にし、必要な情報の収集・整理等を進めるとともに、県民の皆さんのリニア事業に対する理解や協力を得られるよう、効果的な啓発を行い、気運醸成を図ります。

主指標

目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
県内の鉄道とバスの利用者数	116,975千人 (29年度)	116,975千人	県内の鉄道（JRと私鉄の全線）とバス（三重交通バス、三岐バスおよび八風バスの全路線）の利用者数の合計

副指標

目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
地域公共交通会議等において、生活交通の確保に向け、新たな交通手段の導入について検討を開始した件数（累計）	5件	13件	生活交通の確保に向け、自動運転技術等新たな技術を活用した移動手段、デマンドタクシー等地域の実情に応じた移動手段、スクールバス等への混乗等関係機関が連携して取り組む移動手段等、新たな交通手段の導入の検討を開始した件数
高齢者を中心としたモビリティ・マネジメントの取組を行った地域数	6地域	14地域	運転免許返納後に公共交通を活用した移動が可能となるよう、市町や事業者等との連携による公共交通の利用拡大に向けた取組など、高齢者を中心としたモビリティ・マネジメントの取組を行った地域数
リニア中央新幹線に関する啓発活動の実施件数（累計）	二	60件	リニア事業に対する県民等の気運醸成につながる啓発活動を実施した件数

施策354 水資源の確保と土地の計画的な利用

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

水や土地は、限られた貴重な資源であり、県民の皆さん的生活や経済活動にとって不可欠な基盤です。安全で安心な水資源がいつでも安定して使用できる基盤整備が進むとともに、市町、関係機関等と連携した供給体制が確保され、水が大切に使用される社会が構築されています。

また、計画的かつ適正な土地利用が図られ、自然環境と調和のとれた豊かな県土が次世代に引き継がれています。

現状と課題

- 水道事業については、人口減少などの社会情勢の変化に対応するため、経営安定化への取組が必要となっているとともに、大規模地震による被害発生時などにおいては、水の供給等、行政区域を越えた連携の重要性が高まっています。また、県が供給する水道用水、工業用水の施設についても、地震による被害や経年による老朽化が懸念されています。こうした中で、将来にわたって県民の暮らしの安全・安心の確保と地域経済の発展に寄与していくため、持続可能な水の安全・安定供給の実現に向けて、引き続き取り組んでいく必要があります。さらに、渴水時における水不足を解消するため、安定的な水資源の確保に取り組む必要があります。
- 土地は限られた貴重な資源であることから、計画的かつ適正な土地利用を図る必要があります。また、円滑な土地利用を図るため、地籍調査を市町等と連携し推進していますが、地籍調査の進捗率は、平成30（2018）年度末において9.6%で全国平均52%と比べて低い状況にあることから、県内の地籍調査を着実に進めていくという考え方のもと、効果的かつ効率的に地籍調査を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

南海トラフ地震等の大規模地震の発生や渴水時の水不足が危惧されるとともに、水道用水・工業用水の施設の老朽化が進行する中で、県民生活や経済活動の基盤となる水がいつでも安定して利用できるように、市町や関係機関と連携して取り組みます。

また、豊かな県土を次世代に引き継ぐため、市町等と連携して、計画的かつ適正な土地利用や、自然環境等を保全する土地利用を進めるとともに、円滑な土地利用や災害時の迅速な復旧・復興等につながる地籍調査を推進します。

取組方向

■ 基本事業 1 水資源の確保と水の安全・安定供給

県が供給する水道用水、工業用水の安全・安定供給の確保に向けて、施設の適切かつ計画的な改良を継続して進めるとともに、経営基盤の強化に取り組みます。また、県内の水道事業について、県民の皆さんに安全な水道水を安定的に供給するため、持続可能な事業運営ができるよう、水道事業体の経営安定化の促進、協定による災害発生時における県内市町および近隣府県市との応急給水、応急復旧等の応援体制の連携推進に取り組みます。さらに、渇水時の水不足に対処するため、利水者および関係機関と連携して、必要な水資源の確保に取り組みます。

■ 基本事業 2 土地の基礎調査の推進

「国土利用計画法」に基づく土地取引の届出制度の運用など、県土が計画的かつ適正に利用されるよう取組を進めます。また、地籍調査の進捗率は、全国平均を大きく下回っていることから、市町と連携して地籍調査を効果的かつ効率的に行っていく必要があり、災害時の迅速な復旧・復興等に向け、緊急性の高い南海トラフ地震などによる被災想定区域等での地籍調査を進めるとともに、新技術の導入や国直轄事業の成果を活用した地籍調査などに取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
被災想定区域等で地籍調査に取り組む市町数	21 市町	25 市町	大規模災害時の浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの被災想定区域等で地籍調査を推進する市町数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
管路の耐震適合率	62.9%	66.3%	企業庁が管理する水道用水・工業用水の管路総延長 780km のうち、耐震適合性のある管路延長の割合
地籍調査の効率化に取り組んだ市町数	18 市町	22 市町	地籍調査の推進に向けて、新技術を用いた調査の実施や、国の直轄事業の成果の活用など効率的な手法の導入を行った市町数

<参考資料> 施策の数値目標一覧【地域連携部主担当施策】

各施策に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「主指標」と、施策を適切に評価する際に、県の取組によって得られた成果や県の取組の効果がわかる指標で、「主指標」を補足するのにふさわしい代表的な指標である「副指標」の一覧です。

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度目標値設定理由	現状値【令和元】	目標値【令和5】
241	主指標	継続	国民体育大会の男女総合成績	令和3年に本県で開催する三重とこわか国体において、天皇杯・皇后杯の獲得をめざすとともに、大会終了後も安定した競技力を確保する観点から、選定しました。	令和3年の三重とこわか国体の後も安定した競技力を確保する観点から、10位台と設定しました。	14位	10位台
241	副指標	継続	全国大会の入賞数	ジュニア・少年選手から成年選手まで幅広い年齢層における本県の競技力向上対策の取組の成果があらわれる数値として選定しました。	令和3年の三重とこわか国体の後も、幅広い年齢層において安定した競技力を確保する観点から、150と設定しました。	162	150
241	副指標	新規	とこわか運動（県民運動）の取組数（累計）	三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催にあたり、県民力を結集して「する」「みる」「支える」といった様々な取組が必要となり、幅広い県民の皆さんに自発的に協力していただく観点から選定しました。	令和3年度の両大会の開催に向けて、伊勢志摩サミット開催時の県民の皆さんの自発的な取組のレガシーを生かし、サミットの応援事業（843取組）を上回る1,000取組を目指しました。	130取組（30年度）	1,000取組
241	副指標	継続	県営スポーツ施設年間利用者数	県営スポーツ施設の年間利用者数は、スポーツ施設の整備や施設管理に適切に取り組んだことへの効果を示すことから、選定しました。	平成29（2017）年から令和3（2021）年までの「みえスポーツイヤー」においては大規模大会の開催により利用者の大幅な増加が見込まれます。そのため、令和3年度までは、各スポーツ施設の平成30年度の実績のうち、大規模大会による増加分を除いた数値を毎年度1.5%ずつ増加させるとともに、大規模大会開催による増加見込み数を加えた数値を目標とします。令和4年度以降の目標値は、大規模大会の開催によりスポーツへの関心が高まるなどをふまえて、2%ずつ増加させることを目標として設定しました。	1,181,289人（30年度）	1,065,200人
242	主指標	継続	成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率	県民の皆さんのがスポーツをする」「みる」「支える」ための機運を醸成するためには、まず自ら運動を始めることが重要であると考え、スポーツをする人の拡大を目標に設定しました。	スポーツをする人の割合が3人に2人を上回れば、スポーツに参画する人がさらに拡大していくと考えられることから、三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催される令和3年度には、65%をめざし、両大会後はさらに毎年度3%増加させることを目標とした。	52.8%（30年度）	71.0%
242	副指標	新規	県内スポーツ大会等への参加者数	地域のスポーツ活動が活性化し、県民の皆さんのスポーツへの関心が高まることによって、スポーツ大会やスポーツイベントへの参加者数が増加することが期待できることから、目標項目として選定しました。	県内のスポーツ大会・スポーツイベントへの参加者が、令和元年度の実績見込みである197,000人から、約10%増加することをめざし、目標値を設定しました。	194,938人（30年度）	218,000人
242	副指標	新規	県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数	より多くの障がいのある人がスポーツや運動に親しむことができるよう、障がい者スポーツや運動をする」「みる」「支える」裾野を拡大する必要があることから選定しました。	障がい者スポーツや運動をする」「みる」「支える」県民の皆さんとの維持・拡大に努め、5年間で250人程度増加させることをめざし、目標値を設定しました。	3,800人（30年度）	4,050人

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
251	主指標	新規	南部地域における若者の定住率	南部地域においては、若者の人口流出が大きな課題であることから、若者の定住状況をあらわす指標として選定しました。	南部地域の若者の定住率は遞減傾向にあり、このまま推移すると仮定すると、令和5年度における若者の定住率は現状値から9.5%下がった46.1%となり50%を下回ります。令和5年度における若者の定住率を50.0%とすることを目標として設定しました。	55.6% (30年度)	50.0%
251	副指標	新規	県の取組を通じて、暮らしの改善や仕事の創出に結びついた件数(累計)	若者の転出抑制やUターン者数の増加には、地域における生活サービスの充実や若者の働く場の確保が必要であることから選定しました。	南部地域のすべての市町で2件以上の取組が行われることをめざして、目標を設定しました。	-	30件
251	副指標	変更	県および市町の施策を利用した県外から南部地域への移住者数(累計)	暮らしたくなる地域として南部地域に魅力を感じ、実際に移り住んだ人の数をあらわす指標であることから選定しました。	平成30年度までの4年間における南部地域への移住者が約500人であったことやこれまでの傾向をふまえ、令和5年度までに約850人増加させ、累計1,350人とすることをめざし、設定しました。	504人 (30年度)	1,350人
252	主指標	継続	東紀州地域における観光消費額の伸び率	地域特性を生かした集客交流の実績と地域経済への影響をあらわす指標であることから選定しました。	「三重県観光振興基本計画（令和2年度～5年度）」をふまえ、東紀州地域における観光消費額もおおむね同様の伸び率を確保することをめざして、平成30年から12%以上増やし、112以上を目標として設定しました。	100 (30年度)	112 以上
252	副指標	継続	熊野古道の来訪者数	地域資源の核である世界遺産熊野古道を生かした集客交流の実績をあらわす指標であることから選定しました。	地域のさまざまな主体と連携して、国内外から熊野古道への来訪を促進することにより、過去最高429千人を上回ることをめざし、430千人を目標として設定しました。	331千人 (30年度)	430千人
252	副指標	新規	東紀州地域の事業者等が商品やサービスの改良、業務拡大に取り組んだ件数	地域経済の活性化を図るために、事業者等が商機拡大等の機会を得るだけでなく、その機会を生かし、商品やサービスの改良、業務拡大の取組につなげることが重要であることから選定しました。	セミナー、商談会等に参加する事業者数を増やすとともに、令和5年度には、すべての参加事業者等において、商品やサービスの改良、業務拡大の取組がなされることをめざし、160件を目標として設定しました。	83件 (30年度)	160件
254	主指標	変更	県および市町の施策を利用した県外からの移住者数(累計)	県内への移住促進施策の効果をあらわす指標であることから選定しました。	平成30年度までの4年間における県および市町の施策を利用した県外からの移住者が1,022人であったことをふまえ、令和5年度までにその2倍となる約2,000人の増加を図り、累計3,070人とすることをめざし、設定しました。	1,022人 (30年度)	3,070人
254	副指標	継続	移住相談件数	三重県や県内市町に興味を持っていたり、移住先候補の一つとして選んでいただいたことをあらわす指標であることから選定しました。	平成30年度実績(1,414件)から毎年40件程度増加させ、1,600件となることをめざし、設定しました。	1,414件 (30年度)	1,600件
254	副指標	新規	移住支援事業による移住就業者数	移住相談の多い東京圏からの移住者の増加を図るために、移住支援事業は、注力する取組の一つであることから選定しました。	平成30年度に東京圏から企業に就職した移住者が29人であったことをふまえ、移住就業者をその2倍となる60人とすることをめざし、設定しました。	-	60人

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
255	主指標	継続	県と市町の連携により地域づくりに成果があった取組数（累計）	県と市町が持続性ある地域づくりを推進するため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の検討会議において、全県的な共通課題およびそれらの地域が抱える固有課題の解決に取り組んだ結果、成果があった取組数を目標としてすることで、県と市町が連携した地域の活性化をめざす当施策の効果をあらわすことができることから選定しました。	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」における全県会議の検討会議、各地域防災総合事務所および各地域活性化局（9か所）別に設置する地域会議の検討会議でそれぞれ2取組の成果を得ることをめざし、120取組を目標として設定しました。	19取組 (30年度)	120取組
255	副指標	新規	行財政運営の維持・向上に向けて行う市町と県の研修会等の回数	地域の実情に応じた適切な行政サービスを提供するためには、県と市町が緊密な連携を進める必要があるため、県の持つ専門性を生かした市町との研修会等を開催することで、課題解決に向けた支援を行うとともに、パートナーシップの構築や相互理解にもつながることから選定しました。	市町の意向や国動向、法令改正などを踏まえた研修会等を毎年度行うことをめざし、これまで継続的に研修しているテーマや、トレンドから今後の行財政運営に影響が考えられるテーマ等を想定し目標を設定しました。	11回 (30年度)	12回
255	副指標	新規	木曽岬干拓地の利用率	木曽岬干拓地、大仏山地域等の活性化のためには、それぞれの利用計画などに基づき、土地等の利活用が進む必要があります。木曽岬干拓地の都市的土地区画整理事業については、企業への分譲を進める必要があることから選定しました。	県内公的工業団地の分譲傾向をふまえ、木曽岬干拓地の都市的土地区画整理事業において、第1期分譲地規模程度の分譲を進める必要があることから設定しました。	23.7%	33.8%
255	副指標	新規	過疎・離島・半島地域で県との連携により実施する地域活性化に資する事業数	過疎・離島・半島地域の活性化をより一層進めるためには、市町の事業検討段階から県が支援する等連携し、国の制度を活用して、効果的に取り組むことが必要であるため選定しました。	採択事業件数を、毎年度1事業ずつ増加させ、現状より50%増やす目標としました。	10事業 (30年度)	15事業
352	主指標	継続	県内の鉄道とバスの利用者数	公共交通網を確保していくためには、人口減少社会においても、利用者数を減らさないことが重要であることから選定しました。	人口減少などにより公共交通の利用者数は減少傾向にあることから、直近の実績値を維持することが重要と考え、目標値を設定しました。	116,975 千人 (29年度)	116,975 千人
352	副指標	新規	地域公共交通会議等において、生活交通の確保に向け、新たな交通手段の導入について検討を開始した件数（累計）	地域の生活交通を維持するために、地域住民、行政、事業者など地域の関係者が参画し、地域の実情に応じた新たな取組の検討を行うことが重要であることから選定しました。	今後、人口減少や高齢化が進むことにより、地域の交通を取り巻く状況はさらに厳しくなると予測される中、高齢者等交通弱者への対策として、地域が実情に応じた移動手段の確保に向けた検討を今後積極的に行うべきと考え、現状の検討件数から毎年2件ずつ増やしていく目標を設定しました。	5件	13件

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
352	副指標	新規	高齢者を中心としたモビリティ・マネジメントの取組を行った地域数	いつまでも住み続けられる地域であるためには、地域住民、事業者、行政など全ての主体が、地域のバスや鉄道を中心とした公共交通の必要性と重要性を理解し、公共交通の維持・活性化に向け、移動手段を適切に選択することが重要であることから選定しました。	高齢者を中心としたモビリティ・マネジメントの取組を促進するために、多様な主体と連携しながら、これまでの取組に加え、新たな手法による取組を進めるなどして、実施する地域を毎年2地域ずつ増やしていく目標としました。	6地域	14地域
352	副指標	新規	リニア中央新幹線に対する啓発活動の実施件数（累計）	令和5（2023）年頃には、名古屋・大阪間の環境アセスメントの着手が予想される中、リニア事業の円滑な着手や実施に向けては、県民の皆さん等の気運醸成に注力して取り組む事が重要であることから選定しました。	令和5（2023）年頃には、名古屋・大阪間の環境アセスメントの着手が予想されることから、県が作成するリニア中央新幹線の啓発パンフレット等を活用し、県民の皆さん等の気運醸成を図るために、県内各地域で啓発活動を実施し、令和5年度までに累計60件実施することをめざし、目標を設定しました。	—	60件
354	主指標	変更	被災想定区域等で地籍調査に取り組む市町数	南海トラフ地震等の災害からの復旧・復興に貢献する取組として、津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、地籍調査の防災上の効果が高い区域を優先的に取り組んでいくことが重要であることから主指標として選定しました。	令和元年度の実施市町数が21市町であることから、各年度の被災想定区域等で地籍調査に取り組む市町数を段階的に増やしていくことをめざし、25市町を目標値として設定しました。	21市町	25市町
354	副指標	継続	管路の耐震適合率	南海トラフ地震など大規模地震が発生した場合にも被災を最小限にとどめることができるよう、主要施設等の耐震化を計画的に進めることが重要であることから選定しました。	平成29年3月に策定した三重県企業庁経営計画（平成29年度～令和8年度）に基づき、同計画における成果指標の進捗を目標値として設定しました。	62.9%	66.3%
354	副指標	変更	地籍調査の効率化に取り組んだ市町数	地籍調査の推進に向け、新技術の導入や国の直轄調査の活用など、より効率化を行っていくことが重要であることから副指標として選定しました。	令和元年度の実施市町数が18市町であることから、各年度の地籍調査において、効率的な取組を行う市町数を段階的に増やし、最終年度には22市町において取り組むことを目標として設定しました。	18市町	22市町